

日本馬術連盟審判員規程

(定義)

第1条 この規程は、当連盟の主催・公認競技会（以下、競技会という）において審判として従事する審判員資格の認定について定める。

(審判員の資格級、職掌および取得要件)

第2条 当連盟が認定する審判員の資格級は以下の4種とし、S級、1級および2級審判員については競技種目別資格、3級については全競技種目共通資格とする。

なお、職掌および取得要件は別表1に示す。

- ① S級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ② 1級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ③ 2級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ④ 3級審判員（共通）

(審判員養成講習会および検定試験)

第3条 審判員資格の新規取得、現有資格の更新および上位級への昇格を目的として実施する講習会を、当連盟が認定する審判員養成講習会（以下、講習会という）と称す。

- 2 審判員資格の新規取得および昇格を希望する者は、講習会を受講し検定試験を受験しなければならない。ただし、各本部が推薦し資格委員会が特に認めた者については、本項にかかわらず昇格させることができる。
- 3 講習会および検定試験は同一講習会において受講、受験しなければならない。
- 4 検定試験の受験は、同一年度内において各種目1回限りとする。

(資格の認定)

第4条 第3条に定める検定試験に合格し、登録が完了した者を審判員として認定する。

(有効期間)

第5条 第2条に定める審判員資格の有効期間は3年間とする。

(登録料)

第6条 登録料は別表2に定める。

(新規登録)

第7条 講習会を受講し検定試験に合格した者に対し合格通知を送付する。通知を受領した者は、概ね1ヶ月以内に登録申請を行うものとする。

- 2 登録申請は、別に定める様式に合格通知の写しを添えて当連盟事務局に送付し、併せて前条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、WEBサイトに公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。
- 4 資格の有効期限は合格した検定試験実施日から満3年経過後、直近の3月31日とする。

(資格の更新)

第8条 資格の有効期間内に一回以上の講習会を受講し、有効期間が満了する年度に更新登録申請を行うことにより、当該資格の有効期間が延長される。

- 2 複数種目の審判員資格を有する者は、種目ごとに講習会を修了し、更新申請を行わなければならない。
- 3 更新登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。

(資格の昇格)

第9条 昇格のための検定試験に合格した者には合格通知を送付する。

- 2 昇格登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(資格の失効)

第10条 次の各号の何れかに該当する場合は、資格を失効するものとする。

- ① 当連盟の会員でなくなったとき
- ② 第8条に定める更新申請を行わなかったとき
- ③ 本人より資格の取り消しの申し出があったとき
- ④ 定年

(資格の復活)

第11条 資格を失効した者は、失効時に有していた資格を対象とした講習会を受講し、検定試験に合格することにより当該資格を復活することができる。

- 2 復活登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(定 年)

第12条 資格の定年は、満75歳に達する暦年の12月31日とする。同日をもって有効期間満了とし、第5条に定める有効期間にかかわらず登録料は返金しない。

(講習会受講の免除)

第13条 以下の要件を満たす者については当該競技種目における更新講習会の受講を免除する。

【障害】

- ・ 国際障害審判員資格 Level3 以上の資格を有し、3年に一度のFEIインパーソンテストを受験して合格した者で障害馬術本部長が認めた者

【馬場・総合・エンデュランス】

- ・ 国際審判員資格を有する者

- 2 講習会ディレクターについては、講習会ディレクター研修会の参加をもって更新講習会の受講を免除する。

(名誉審判員)

第14条 満65歳以上でS級および1級の審判員資格を有する者には、本人の希望により名誉審判員資格を付与する。

- 2 登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。なお、名誉審判員の登録をもって、名誉審判員になる前に有していた資格は有効期限満了とし、以後、復活することはできないものとする。
- 3 名誉審判員は、競技会における審判の職務に就くことはできない。
- 4 名誉審判員は会員である限り有効とする。

(オフィシャルバッジ)

第 15 条 当連盟が認定する審判員資格を有する者あるいは名誉審判員であることを証するため、オフィシャルバッジ（以下、バッジという）を交付する。

2 バッジの種類は下記の通りとし、新規および昇格登録時に交付する。

- ① S 級及び 1 級審判員 角型紺色
- ② 2 級審判員 角型赤色
- ③ 3 級審判員 角型緑色
- ④ 名誉審判員 丸型金色

3 バッジは、競技会において審判員の職務に就く場合に着用する。資格を有する者であっても審判員の職務に就かない場合は着用してはならない。ただし、名誉審判員についてはこの限りではない。

附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 16 日に制定し平成 21 年 4 月 1 日より適用する。
これにより、平成 17 年 4 月 1 日より適用した日本馬術連盟審判員規程は廃止する。

附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 25 日より施行し平成 24 年 4 月 1 日より適用する。
第 3 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、別表 1

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1、別表 2

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
第 13 条、別表 1

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
第 3 条、別表 1

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1

附 則 この規程は、平成 30 年 11 月 15 日より施行する。
別表 1

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1

附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
第 13 条、別表 1

附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1

附 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1

附 則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1

別表1 資格取得要件一覧

【共通】

級	取得要件	活動の範囲
3	18才以上の会員で、講習会を受講し、検定試験に合格した者	<p>【障害】別表の通り</p> <p>【馬場】公認競技会におけるポイント対象ではない競技の運動課目の審判員（ただし主任審判員は不可） スチュワード</p> <p>【総合】主催、公認競技会のスチュワード 総合馬術公認競技会における障害審判員</p> <p>【エンデュランス】<u>主催、公認競技会のスチュワード、公認競技会の審判員</u></p>

【障害】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、3級審判員の活動範囲において、実績が2大会以上かつ10回以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ただし、実績とする10回のうち、最低5回は審判業務とする。	別表の通り
1	2級審判員資格取得後、2級審判員の活動範囲において、実績が3大会以上かつ15回以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ただし、実績とする15回のうち、最低10回は審判業務とする。	別表の通り
S	<p>1級審判員資格取得後次のいずれかの要件を満たした者</p> <p>① FEI 審判員 Level 2以上の資格を有し、3年に一度のFEIインパーソンテストを受験して合格した者のうち、<u>3スターの公認競技会で審判長を連続した3年間に5大会以上経験した者</u>で、障害馬術本部が認め、講習会を受講し検定試験に合格した者。</p> <p>② <u>主催競技会の審判員を連続した3年間に3大会以上経験し、3スターの公認競技会で審判長を連続した3年間に5大会以上経験した者</u>で、障害馬術本部が認め、講習会を受講し検定試験に合格した者。</p>	別表の通り

※ 活動実績カウント方法：審判員は1競技を1回、スチュワードは1日を1回としてカウントする。ただし、1競技会にて審判員とスチュワードを兼務する場合は、実績数の多い方を活動実績としてカウントする。また、活動実績とする大会は、〈活動の範囲 別表〉に記載のある大会のみとする。

※ 国スポ県予選／ブロック大会における活動実績については、実績を証明できる審判員名の記載された成績表があることを前提とする。

<活動の範囲 別表>

		国スポ県予選/ ブロック大会	公認 1★	公認 2★	公認 3★	公認 4★	主催大会 本国スポ
3級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	×	×	×	×	×	×
	審判員	○	○	○	○	×	×
	主任審判員	×	○	○	×	×	×
	審判長	×	×	×	×	×	×
2級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	×	×
	審判員	○	○	○	○	○	○
	主任審判員	○	○	○	○	×	×
	審判長	×	×	×	×	×	×
1級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	○	○
	審判員	○	○	○	○	○	○
	主任審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	○*注	○*注	○*注	○*注	×	×
S級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	○	○
	審判員	○	○	○	○	○	○
	主任審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	○*注	○*注	○*注	○*注	○*注	○*注

○・・・活動できる ×・・・活動できない

*注 審判長に従事する者は、いずれかの障害馬術コースデザイナー資格を有していること。

【馬場】

級	取得要件	活動の範囲
2	<p>3級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績(非公認含む)を満した者で、<u>研修会を受講し検定試験に合格した者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>非公認以外の競技会を含め、第2課目(Aクラス)および第3課目(Lクラス)の審判担当実績が5回以上</u> ・<u>第4課目(Mクラス)以上のセクレタリー実績が2回以上</u> ・<u>馬場馬術競技会のスチュワード実績が1回以上</u> ・<u>騎乗者資格B級以上を有していること</u> 	<p>3級の活動範囲に加え、 第2課目の主任審判員 公認認定第4課目以下の審判員 (ジュニアライダー以外の公認認定FEI課目は含まない) チーフスチュワード</p>
1	<p>2級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績(非公認含む)を満した者で、<u>研修会を受講し検定試験に合格した者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>審判担当実績が10回以上(うち、第3課目(Lクラス)が3回以上)</u> ・<u>シットイン・シャドウジャッジ実績(第4課目(Mクラス)以上)を5回以上</u> ・<u>馬場馬術審判員研修会の受講実績を2回以上(ただし受講は年1回に限る)</u> 	<p>上記に加え、 主催・公認競技会の 主任審判員・審判員 公認競技会の審判長 (ただし、審判長リストにある者に限る)</p>
S	<p>1級審判員資格取得後、直近3年間に以下の要件または活動実績のいずれかを満した者で、<u>研修会を受講し検定試験に合格した者</u></p> <p>①FEI審判員資格を有する者</p> <p>②以下のすべての実績を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>審判担当実績(競技回数)が30回以上</u> ・<u>グランプリ課目の審判担当実績が20回以上</u> ・<u>審判長実績が9回以上</u> 	<p>制限なし (ただし、公認競技会の審判長は、 審判長リストにある者に限る)</p>

※ 活動実績カウント方法：審判員およびセクレタリーは1競技を1回、スチュワードは1日を1回としてカウントする。

※ 取得要件の第4課目(Mクラス)以上にはヤングライダー・ジュニアライダーも含む。

※ 非公認競技会の活動実績については、実績を証明できるもの(審判員名の記載された成績表など)があることを前提とする。

【総合】

級	取得要件		活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、直近3年間に以下の要件または活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者		3級の活動範囲に加え、総合馬術の主催、公認競技会のEV100までの審判員
	馬場馬術	以下のいずれか ・馬場馬術審判員2級以上の者 ・審判員3級資格者は、総合馬術のシットイン・シャドウジャッジ実績を3回以上有する者	
	XC	以下のいずれか ・フェンスジャッジ実績が3回以上 ・総合馬術のFEIオフィシャル資格が有効な者	
	障害馬術	以下のいずれか ・障害馬術審判員2級以上の者 ・審判員3級資格者は、総合馬術の障害審判員の実績を3回以上有する者	
1	2級審判員資格取得後、直近3年間に以下の要件または活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者		上記に加え、総合馬術の主催、公認競技会の審判長、主任審判員、審判員、チーフスチュワード
	馬場馬術	以下のいずれか ・馬場馬術審判員1級以上の者 ・総合馬術あるいは馬場馬術審判員2級資格者は、EVクラス競技の審判担当実績が3回以上でそれぞれメンタージャッジの評価を必要とする	
	XC	以下のいずれか ・総合馬術2級取得者は、フェンスジャッジ実績が3回以上、かつ、コントロールセンターの業務実績が2回以上 ・総合馬術のFEIオフィシャル資格が有効な者	
	障害馬術	以下のいずれか ・障害馬術審判員1級以上の者 ・総合馬術あるいは障害馬術審判員2級資格者は、総合馬術の障害審判員実績が3回以上、そのうちPを1回以上含むこと	
	スチュワード	総合馬術競技会のスチュワード実績が1回以上	
S	1級審判員資格を取得後、以下のいずれかの要件を満たした者 ・総合馬術のFEI資格が有効な者 ・総合馬術の主催競技会あるいは公認競技会の審判長を3年間に3回以上務め、総合馬術本部が行う検定に合格した者		制限なし

※ 活動実績カウント方法：審判員・シットイン・シャドウジャッジ・セクレタリー・コントロールセンター・フェンスジャッジ実績は、1競技を1回としてカウントする。スチュワードは1日を1回としてカウントする。

【エンデュランス】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、公認競技会2回以上の審判担当実績のある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	3級の活動範囲に加え、主催競技会の審判員
1	2級審判員資格取得後、公認競技会3回以上の審判担当実績のある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	上記に加え、 技術代表 公認競技会の審判長 主催競技会の審判長 チーフスチュワード
S	次のいずれかの要件を満たす者 ①FEI資格を取得した者 ②1級審判員資格取得後3年以上経過した者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	制限なし

※ 活動実績カウント方法：審判員、スチュワード共に1大会を1回としてカウントする。

別表2 審判員資格登録料

資格級	登録料	
	新規・昇格	更新
S級審判員	17,200円 (バッジ代を含む)	15,000円
1級審判員		
2級審判員	11,200円 (バッジ代を含む)	9,000円
3級審判員		
名誉審判員	30,200円 (バッジ代を含む)	

馬場馬術シットイン・シャドウジャッジ実施細則

第1条 総則

この細則は、馬場馬術 2 級審判員が馬場馬術 1 級審判員に昇格するための取得要件であるシットインまたはシャドウジャッジをするにあたっての諸条件を取り決めたものである。

第2条 シットイン・シャドウジャッジ

1 シットイン

実際の競技会で、メンタージャッジ（指導的立場にある審判員）の横に座り、各運動についてメンタージャッジとの議論を踏まえ、採点技術の向上、採点基準の統一を図る制度である。メンタージャッジから適宜行われる、運動項目の評価や総合観察に関する問いに答え、競技終了後にそれらについてディスカッションを行い、メンタージャッジから馬場馬術審判員としての評価を受ける。

2 シャドウジャッジ

実際の競技会で当該課目の担当ジャッジとは異なる位置（適切に採点ができる場所）にセクレタリーを伴って座り、各運動について実際の審査用紙を用いて採点を行う。競技終了後、メンタージャッジと馬のクオリティ、運動項目の評価や総合観察に関する議論を踏まえ、採点技術の向上、採点基準の統一を図る制度である。それらの議論を踏まえ、メンタージャッジから馬場馬術審判員としての評価を受ける。

第3条 シットイン・シャドウジャッジのできる対象課目及びメンタージャッジ

2 級審判員がシットインまたはシャドウジャッジできる課目及びメンタージャッジは以下のとおりとする。

級	対象課目	メンタージャッジ
馬場馬術 2 級審判員	公認競技会における第 4 課目 (M クラス) 以上の認定課目	馬場馬術本部が指名する審判員 (参照：メンタージャッジ一覧)

第4条 シットイン・シャドウジャッジを受ける条件

シットインまたはシャドウジャッジを受ける者は、当該競技会の主催者にシットインまたはシャドウジャッジを希望する旨を申し出、主催者と審判長の同意のもとに許可を得なければならない。そのうえで以下の条件を適用する。

1. 審判長（またはメンタージャッジ）にシットインまたはシャドウジャッジの希望課目を申し出、了承を得ること。
2. 競技開始前に座る審判席などの指示を受け、審査用紙、タイムテーブル、当該審判席などの情報を確認し準備すること。
3. 採点等に関する質問は、当該課目が終わった後にメンタージャッジに聞くことができる。その時間、場所等はメンタージャッジの指示に従わなければならない。
4. 問われた質問には的確にその場で応答し、また守秘義務（採点、コメント、審判間の会話などを他言しないことなど）を順守すること。
5. メンタージャッジとのディスカッションは積極的な内容でなければならない。
6. 原則として、競技会が終了するまで臨場すること。
7. シャドウジャッジに関しては、1 競技会につき 1 人のメンタージャッジが担当できる人数は最大 2 名までとする。

第5条 メンタージャッジの任務

メンタージャッジは「シットイン・シャドウジャッジ評価表」（別表）の評価項目に基づきシットインまたはシャドウジャッジ審判員を評価する。主催者及び審判長の許可を得たシットインまたはシャドウジャッジ希望者に対し、その目的を達成するためにできる限りの協力、助力を行わなければならない。そのうえで、メンタージャッジは以下の任務を行うこと。

1. シットインまたはシャドウジャッジ審判員の状態（審判態度など）を見極めなければならない。
採点に際して、公平公正さ、適切な服装、時間の厳守、運動項目をよく理解し採点の準備が出来ているかなどを判断し評価する。
2. 適宜シットイン審判員に馬のクオリティ、騎手のシートと扶助、審判原則などに関し質問を行う。また競技終了後、シャドウジャッジ審判員と審査用紙をもとに同様の質問を行い、各審判員の知識、判断力や運動中の採点の流暢さなどを判断する。必要に応じて議論し助言すること。
3. シットインまたはシャドウジャッジ審判員のコメントを通じて、技術用語の使い方、ライダーに伝わるかどうかなどコメントが適正に使われているかの判断をする。
4. 終了後、メンタージャッジは、可能な限りシットインまたはシャドウジャッジの結果（長所、短所、今後何を勉強すればよいかなど）をその審判員に伝え議論すること。将来に向けての助言もできるだけ行うこと。
5. メンタージャッジは、競技会終了後、速やかに審判長へ【総合評価】（可または不可）を報告する。また、別に定めるオンラインフォーム「シットイン・シャドウジャッジ評価表」により、1週間以内に当連盟事務局に提出すること。

第6条 シットイン・シャドウジャッジの評価

メンタージャッジによる評価（評価表）に基づき、シットインまたはシャドウジャッジの実績として評価される。

1. 馬場馬術2級審判員が馬場馬術1級審判員に昇格するための取得要件は、直近3年間に、評価表の【総合評価】で「可」の評価を5回以上獲得していること。
2. 1回の実績としてカウントされるためには、1つの競技会で5頭以上（異なる課目でも可）のシットインまたはシャドウジャッジが必要である。
3. 実績としてカウントされるのは、1競技会につき最大1回までとするが、メンタージャッジが複数臨場する場合で異なるメンタージャッジから評価される場合は最大2回まで可とする。
4. 1人のメンタージャッジから得られる「可」の回数は最大3回までとする。

附 則 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、別表 修正

附 則 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

第4条、第6条 修正

附 則 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

第3条、第4条 修正

附 則 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

第3条、第5条 修正

総合馬術シットイン・シャドウジャッジ実施細則

第1条 総則

この細則は、総合馬術審判員の上位資格へ昇格するための取得要件として求めたシットインまたはシャドウジャッジの諸条件を取り決めたものである。

第2条 シットイン・シャドウジャッジ

1 シットイン

実際の競技会で、メンタージャッジ（総合馬術本部が指名するS級もしくは1級審判員）の横に座り、各運動についてメンタージャッジとの議論を踏まえ、採点技術の向上、採点基準の統一を図る制度である。メンタージャッジから適宜行われる、運動項目の採点やコメント等に関する問いに答え、競技終了後にそれらについてディスカッションを行う。その上でメンタージャッジから総合馬術における馬場馬術の審査技能について評価を受ける。

2 シャドウジャッジ

実際の競技会で当該課目の担当ジャッジとは異なる位置（適切に採点ができる場所）に座り、各運動について実際の審査用紙を用いて採点を行う。競技終了後、メンタージャッジと馬のクオリティ、運動項目の評価や総合観察に関する議論を踏まえ、採点技術の向上、採点基準の統一を図る制度である。それらの議論を踏まえ、メンタージャッジから総合馬術における馬場馬術の審査技能について評価を受ける。

第3条 シットイン・シャドウジャッジを実施する対象課目とメンタージャッジ

総合馬術2級審判員を目指す者

対象課目：公認競技会におけるEVクラス各競技の認定課目

メンタージャッジ：総合馬術本部が指名する審判員

総合馬術1級審判員を目指す者

対象課目：公認競技会におけるEVクラス各競技の認定課目

メンタージャッジ：総合馬術本部が指名する審判員

第4条 シットイン・シャドウジャッジを受ける条件

シットインまたはシャドウジャッジを受ける者は、当該競技会の主催者にシットインまたはシャドウジャッジを希望する旨を申し出、主催者と審判長の同意のもとに許可を得なければならない。

第5条 シットイン・シャドウジャッジの評価

メンタージャッジによる評価（評価表）に基づき評価される。

取得要件は、以下のとおりとする。

- (1) 直近3年間に、評価表の【総合評価】で「可」の評価を3回以上獲得していること。
- (2) 1競技を1回の実績としてカウントし、1つの競技ではおおむね5頭以上が出場していること。
- (3) 必要としている3回の実績は異なるメンタージャッジからの評価を必要とする。

附 則 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

第3条

総合馬術シットイン・シャドウジャッジ評価表

シットイン・シャドウジャッジ 氏名

評価実績： シットイン シャドウジャッジ ※どちらかに○

実施日： 令和 年 月 日

競技会名： _____

競技会場： _____

競技課目： _____

1. 審判員としての臨む姿勢と意欲： _____

2. 採点の知見および適正度： _____

3. コメントとトレーニングスケールの理解： _____

【総合評価】 可 ・ 不可

メンタージャッジ 氏名 _____ 印